

定款新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧	備考
第5章 役職員（選任・員外、常勤監事） 〔役員の下格事由〕 第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。 1 未成年者 2 法人 3 <u>精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> 4～8 （略） 第8章 会 計 〔余裕金運用〕 第57条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。 1～3 （略） 4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への<u>金銭の信託（金銭の信託で金銭信託以外のものにあつては、主務大臣の指定するものに限る。）</u> 5 <u>証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券、投資証券（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第52条第1項に規定する投資証券に限る。）又は新投資口予約権証券（同項に規定する新投資口予約権証券に限る。）の取得</u> 6 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得 7 <u>株式（主務大臣の指定するものに限る。）の取得</u> 8 短期社債等の取得	第5章 役職員（選任・員外、常勤監事） 〔役員の下格事由〕 第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。 1 未成年者 2 法人 3 <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</u> 4～8 （略） 第8章 会 計 〔余裕金運用〕 第57条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。 1～3 （略） 4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への<u>金銭信託（運用方法の特定したものを除く。）</u> 5 <u>証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）又は貸付信託の受益証券の取得</u> 6 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得 <u>（新設）</u> 7 短期社債等の取得	○農協法第30条の4第1項第2号の改正及び農協法施行規則第78条の2の新設に伴う変更（※「成年被後見人等」以外の障害のある人を排除する変更ではなく、実務能力に基づいて判断するための変更。） ○余裕金運用の方法及びそれに係る事項についての項目を追加する。

新	旧	備考
<u>9 第2号及び第3号に規定する債券以外の債券で主務大臣の指定するものの取得</u> ② この組合は、前項第2号、<u>第3号若しくは第9号</u>に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券の信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託をすることができる。 ③ この組合が第1項第3号から<u>第9号</u>までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。 ④～⑤（略）	<u>(新設)</u> ② この組合は、前項第2号若しくは<u>第3号</u>に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券の信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託をすることができる。 ③ この組合が第1項第3号から<u>第7号</u>までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。 ④～⑤（略）	

附 則（令和2年4月25日総代会）

第1条 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。